

記入見本：日本人同士の協議離婚の場合

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日届出

大使 殿
在シンガポール日本国 総領事

受理 令和 年 月 日
第 号
通知(送付) 令和 年 月 日
第 号

公館印

書類調査 戸籍記載 記載

2名の証人(18歳以上の方に限ります。)は、戸籍に記載の氏名を楷書により、自筆で署名してください。(押印は任意)

午前・午後 時 分受付
夫 旅券・他()
妻 旅券・他()

夫 外務 省一 妻 外務 夏子
住所は日本語で記入(コンド名は不要)
離婚の種別: 協議離婚
同居の期間: 平成 5 年 12 月から 平成 7 年 10 月まで
別居する前の住所: シンガポール共和国 ナッスムロード16 ブロック123 02-10号
別居する前の世帯の主な仕事と: 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している
夫婦の職業: 夫の職業 妻の職業

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)
署名(※押印は任意) 鈴木 三郎 印 佐藤 秋子 印
生年月日 昭和 50 年 10 月 9 日 昭和 60 年 6 月 7 日
住所 東京都文京区 春日一丁目16番21号 シンガポール共和国 キムセンロード480 12-10号
本籍 東京都中野区 弥生町一丁目58 千葉県千葉市若葉区 桜木町567

戸籍に記載の通り、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。
婚姻の際に氏を変更した方について、「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出の有無にかかわらず、希望する本籍の取扱いに☑を入れてください。
婚姻前の氏に戻る方が、新しい戸籍の筆頭者となる場合、筆頭者の氏名は、「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出の有無にかかわらず、「離婚後の氏(旧姓)」を記入してください。
【もとの戸籍にもどらず、離婚前(現在)の本籍とは異なる場所に、新しい本籍を設定する方へ】
当館での離婚届の手続きに先立ち、「新しい本籍の場所が、本籍地として設定できるか」に関して、管轄する市区町村役場にあらかじめ確認してください。

未成年(18歳未満)の子がいる場合、全ての子について親権者を定め、それぞれ子の氏名を記入してください。
ただし、離婚の際における親権者の氏の変更に伴い、子の氏が自動的に変更されることはありません。子の氏を変更するには、日本の家庭裁判所の許可が別途必要ですので、ご注意ください。
(5)の欄で、未成年の子に係る親権者を定める場合、夫妻双方在内容を確認した後、☑をそれぞれ記入してください。
離婚届の提出時点で同居している場合、「別居したとき」の欄全体(年月の欄を含む。)を二重線で消し、「その他」の欄に、「まだ別居していない。」と記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
親子交流について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。

戸籍に記載された、「離婚前の氏名」を楷書により、自筆で署名してください。(押印は任意)

届出人署名(※押印は任意) 夫 外務 省一 妻 外務 夏子

事件簿番号 電話番号は、日中に連絡可能なものを記入し、メールアドレスは誤送信防止のため、読み方を補足の上、丁寧に記入してください。

Mobile: +65-XXXX-XXXX E-mail: g2134q5s8_sample@ne6r7o90



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。